

くらよし空き家バンク

賃貸・売買物件家財処分費助成事業



県外から倉吉市へ「J」Uターン（転入）される方が、「くらよし空き家バンク」の賃貸・売買物件に居住する場合、所有者（購入者）に対して家財処分費を補助します。

購入者が処分する場合も対象です！



事前（処分される前）にご相談ください

空き家の所有者に対し

1件につき1度限り

最大20万円

【補助対象経費】

県外から倉吉市へ「J」Uターン（転入）される方が、「くらよし空き家バンク」の賃貸・売買物件に居住する際に、物件所有者（購入者）が市内業者による屋内の家財処分を行った場合の経費。

【補助額】

補助対象経費の額から、家財処分に伴う寄附金その他の収入の額を差し引いた額。 **上限20万円**の範囲内で交付。

※国または県等の他の住宅に係る補助金等の交付を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を補助対象経費とします。

条件

- 入居者（予定）が、申請日において連続して3年以上、県外に居住し引き続き5年以上市内に居住する意思があること
- 入居者（予定）が当該物件に住所を有し、居住すること
- 所有者は、1年以上貸家として使用させる意思があること（賃貸の場合）
- 空き家バンクに登録している戸建ての賃貸・売買物件に限る
- 市内業者で家財を処分する場合に限る

交付申請に必要な書類

- 交付申請書・実績報告書（様式第1号）
- 補助金等支払請求書
- 家財処分前と処分後の写真
- 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- 家財処分の詳細が把握できる領収書の写し
- 物件所有者の住民票
- 入居者（予定）の戸籍の附票
- 振込先がわかる書類（通帳等）の写し



申請の期限

契約締結日から

6ヶ月以内

お問い合わせ

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1
倉吉市役所 第二庁舎3階 しごと定住促進課
☎0858-27-0501 ✉iju@city.kurayoshi.lg.jp

🔍 そうだ！倉吉で暮らそう

